

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年6月27日
【事業年度】	第88期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
【会社名】	横浜魚類株式会社
【英訳名】	YOKOHAMA GYORUI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 良輔
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 塚本 秋宏
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部部長 塚本 秋宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	38,230,075	36,437,180	33,929,139	31,843,723	19,928,054
経常利益 (千円)	19,738	11,638	64,531	86,324	16,327
当期純利益 (千円)	17,232	2,088	39,227	62,025	11,095
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	101,399	148,182	70,884	136,475	128,791
資本金 (千円)	829,100	829,100	829,100	829,100	829,100
発行済株式総数 (千株)	6,290	6,290	6,290	6,290	6,290
純資産額 (千円)	2,065,391	2,036,450	2,016,086	2,103,580	2,129,808
総資産額 (千円)	5,597,594	5,124,430	4,661,384	4,579,650	4,625,316
1株当たり純資産額 (円)	330.05	325.43	322.17	336.18	340.37
1株当たり配当額 (円)	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	2.75	0.33	6.27	9.91	1.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	36.9	39.7	43.3	45.9	46.0
自己資本利益率 (%)	0.8	0.1	1.9	2.9	0.5
株価収益率 (倍)	217.09	1,712.12	80.70	56.81	318.64
配当性向 (%)	109.1	909.1	47.8	30.3	169.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,075	239,074	427,224	397,283	203,205
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,943	20,151	44,590	17,841	45,559
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	45,352	252,437	146,600	219,156	118,746
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	258,323	224,809	460,843	621,128	253,617
従業員数 (人)	102	101	94	93	96
[外、平均臨時雇用者数]	[17]	[17]	[16]	[16]	[16]
株主総利回り (%)	106.6	101.4	91.5	102.1	102.8
(比較指標：東証業種別株価指数)	(120.3)	(117.5)	(100.4)	(140.9)	(158.7)
最高株価 (円)	629	606	585	594	587
最低株価 (円)	541	505	433	445	536

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
昭和22年12月	生鮮・冷凍・塩干魚介類の売買並びに販売の受託を目的として、「横浜魚株式会社」を設立。業務開始の諸準備に当たる。
昭和23年1月	闇経済の横行のため復活した鮮魚介配給統制規則等のもと、統制価格による業務を開始し、日本水産株式会社等からの集荷に努める。商号を「横浜魚類株式会社」へ変更。
昭和23年3月	神奈川県告示第82号・第83号により、上記の鮮魚介配給統制規則等に基づく神奈川県における鮮魚介及び加工水産物の公認荷受機関となり、出荷物の荷受、県知事の指示に基づく配給に当たる。
昭和26年8月	昭和25年4月、水産物の全面的統制撤廃、仲買人制度の復活にともない、当社も水産物卸売人の営業許可を要することとなり、神奈川県知事より中央卸売市場法第10条の規定による生鮮水産物及び加工水産物の卸売人として許可を受ける。
昭和44年5月	取引先であった平塚磯谷海産株式会社の資産・負債を譲り受けるため、株式会社磯谷海産を設立（資本金1,500千円、当社全額出資）し、水産物の製造・加工を開始。同年6月、同社は、丸浜食品株式会社へ商号を変更。
昭和46年7月	中央卸売市場法に代わる卸売市場法の施行にともない、卸売市場法による農林大臣（現農林水産大臣）の許可を受けた水産物卸売人となる。
昭和48年5月	業務多角化を目指し、株式会社ヤマム口と資本金50,000千円のミナト食品株式会社を設立（当社出資6割）し、食料品卸売を開始。
昭和48年8月	同年11月開場の横浜市中央卸売市場南部市場の関連事業者として、株式会社マルハマ冷食を設立（資本金5,000千円、当社全額出資）し、冷凍食品卸売を開始。
昭和48年11月	上記南部市場の開場にともない、当社南部支社を新設し、農林大臣（現農林水産大臣）の許可を受けて卸売業務を開始。
昭和49年4月	株式会社横浜食品サービスを設立（資本金5,000千円、当社7割出資）し、水産物の卸売・加工を強化。
昭和50年3月	サカエ食品株式会社を設立（資本金5,000千円、当社4割出資）し、水産物の卸売を強化。
昭和50年12月	東京事務所を新設し、集荷情報の収集を開始。
昭和51年9月	福岡事務所を新設し、九州地区からの集荷を強化。
昭和56年4月	川崎市中央卸売市場北部市場の開場（昭和57年7月）に備え、東都水産株式会社と資本金50,000千円の川崎魚市場株式会社を設立（当社5割出資）。
昭和59年10月	東京事務所を廃止し、本場営業部へ集約・合理化する。
平成2年5月	福岡事務所を廃止し、本場営業部へ集約・合理化する。
平成6年9月	水産物加工工場を新設し、ミナト食品株式会社（当社全額出資）へ賃貸を開始。
平成7年4月	日本証券業協会の店頭登録銘柄として登録。
平成9年10月	ミナト食品株式会社を清算。
平成15年9月	株式会社マルハマ冷食株式を売却する。
平成16年3月	株式会社横浜食品サービスが、横浜市中央卸売市場南部市場の売買参加者として許可を受ける。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年4月	丸浜フレッシュ株式会社を設立（資本金10,000千円、当社7割出資、株式会社横浜食品サービス3割出資）。
平成17年9月	丸浜食品株式会社を清算。
平成20年3月	当社が当社の子会社である株式会社横浜食品サービスの株式の一部を同社役職員へ売却したことにより、同社は当社が49%出資する持分法適用会社となる。
平成20年10月	川崎魚市場株式会社の株式50%を追加取得し、同社は当社の完全子会社となる。
平成20年12月	川崎魚市場株式会社を吸収合併する。
平成22年3月	川崎市場信用株式会社を清算。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場。
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場。
平成25年12月	当社株式について単元株式数を1,000株から100株へ引下げた。
平成27年2月	当社株式が東京証券取引所における貸借銘柄に選定される。
平成27年4月	横浜市中央卸売市場の再編・機能強化により、南部市場は中央市場ではなく本場を補完する物流拠点になったが、当社は南部支社を存続し営業を継続・拡大させることとした。
平成28年4月	横浜南部市場内に低温加工・物流設備（名称 南部ペスカメルカード）を新設。
平成29年9月	当社の子会社である丸浜フレッシュ株式会社を清算。
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のJASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場に移行

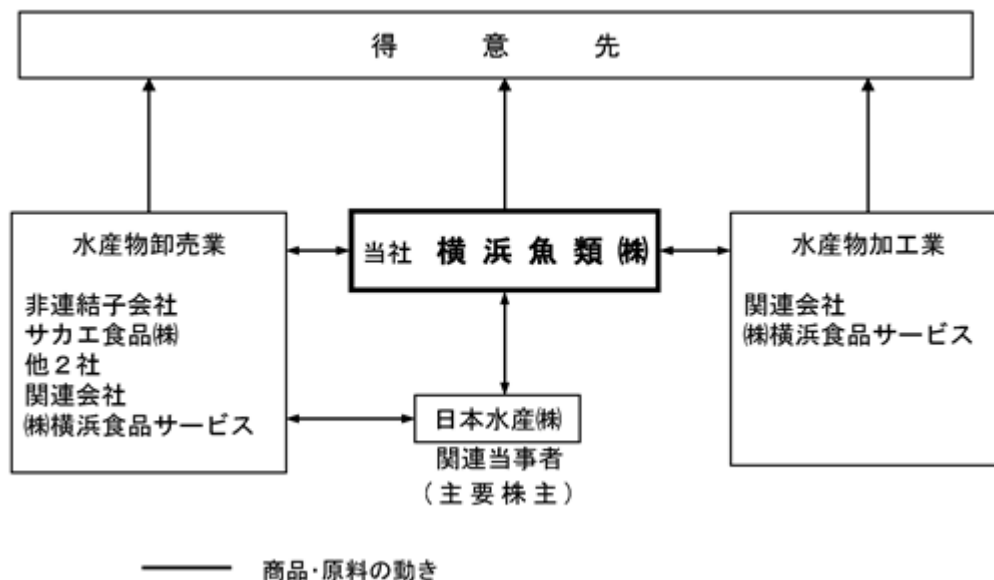
3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社(子会社3社、関連会社1社で構成)は、水産物の販売・加工を主な事業としております。当社グループの事業に係る位置づけは、次のとおりであります。

水産物卸売業.....当社は、横浜市中心卸売市場及び川崎市中央卸売市場北部市場において、水産物の卸売業を行っております。子会社であるサカエ食品株式会社他2社及び関連会社である株式会社横浜食品サービスは、主として水産物関連商品の卸売業を行っております。

水産物加工業.....関連会社である株式会社横浜食品サービスは、水産物の加工業を行っております。

なお、当社の関連当事者である日本水産株式会社(主要株主)は、当社に対し商品の仕入販売を行っております。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(関連会社) (株)横浜食品サービス	横浜市金沢区	60,000	水産物卸売業 水産物加工業	49	水産物の仕入及び販売 不動産賃貸 役員の兼務

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
96 [16]	45.00	21.40	4,987,796

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時員数は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、「横浜魚類労働組合」と称し、令和4年3月31日現在、従業員96名中、管理職等を除く42名が組合員資格を有しておりますが、うち13名が組合員であり29名は組合に加入していません。
労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針

当社は横浜市中央卸売市場及び川崎市中央卸売市場北部市場で水産物の卸売を行う企業でありますので、市場の持つ特長である高鮮度な商品を低価格で安定的に消費者の皆様を提供することを基本としております。

また当社グループは、魚離れの原因になっております魚の食べにくさをなくすため、消費者の皆様のニーズに合わせて水産物等を加工し、便利で安全な商品をローコストで提供することで豊かで健康的な食生活に貢献したいと考えております。

(2)経営戦略等

当社の主要顧客である仲卸店への売上減少が当社の経営上の課題でありますので、その原因を解消するため、スーパーマーケット等の量販店や鮮魚専門店への販売並びに近年急激に拡大しております水産物の通販事業者への販売を積極的に拡大してまいります。

(3)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

企業の発展のための安定的な営業利益の目標として、当面は売上高営業利益率0.5%を掲げております。

(4)経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

中央卸売市場をとりまく経営環境は、市場外流通の拡大とともに年々厳しくなっておりますので、当社の主要顧客である仲卸店以外に販売チャネルを拡大する必要があります。

一方、水産物の消費者は、利便性から加工済水産物を好む傾向にあります。

このような経営環境におきまして、当社は量販店対応力のすぐれたグループ会社と連携するため、平成28年横浜南部市場に低温加工物流設備「南部ベスカメルカード」を設置いたしました。引き続きこの施設を活用し、新鮮でおいしい市場の水産物を安価で利便性のある商品に加工し、量販店等や通販事業者へ拡売してまいります。

2【事業等のリスク】

当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があると考えられる重要なリスクは以下のとおりです。

(1) 販売先の状況について

当社の販売先である仲卸業者については、量販店の増加により仲卸業者の販売先である鮮魚小売店等が減少したことや、市場外流通の拡大等販売競争の激化による、業績低下が懸念され、今後このような状況が拡大すれば当社の業績に影響を受ける可能性があります。当社の対応といたしましては、仲卸店は当社と同じ市場内にありますので、日々の情報収集、与信管理、債権保全等を行っております。

(2) 法的規制について

当社は横浜市及び川崎市の許可を得て、横浜市中央卸売市場及び川崎市中央卸売市場北部市場で水産物の卸売を行っており、卸売市場法、横浜市中央卸売市場条例及び川崎市中央卸売市場業務条例等（以下卸売市場法等という）の法的規制を受けております。

今後、卸売市場法等が改正され、規制の改廃や新たな法規制が設けられる場合は当社の業績に影響を受ける可能性があります。

また将来当社の財産状況が悪化し、次のいずれかに該当する場合は横浜市及び川崎市が当社の財産に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができることとなっております。

- 1) 自己資本比率10%未満
- 2) 流動比率100%未満
- 3) 3期以上連続して経常損失が生じた場合

当社の対応といたしましては、法的規制の情報収集を行いその対応を行うとともに、上記基準を満たす経営努力を行っております。

(3) 水産物の価格について

水産物流通業界は供給側である生産面、需要側である消費面ともに変化が激しく需給バランスが崩れることによる魚価の変動により、当社の業績に影響を受ける可能性があります。当社の対応といたしましては販売チャネルの多様化をはかり、取扱数量の拡大に努めます。

(4) 食品の安全性等について

消費者による食品の安全性に対する関心が高まり、当社が取扱う水産物についても、今後食品の安全性に係る問題が生じた場合、当社の業績に影響を受ける可能性があります。当社の対応といたしましては、市場版HACCP（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）の徹底により、市場の安全性の確保に努めております。

(5) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、政府・自治体からの外出自粛要請等の影響により、仲卸経由の飲食店向けの水産物需要が減退しておりますが、一方で量販店向けの需要は増加しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や影響については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記事項は本書提出日現在における判断であり、不確定要素が含まれております。また、当社における将来の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があると考えられる要因は、上記事項に限定されるものではありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

当期末における資産合計は4,625百万円（前期末比45百万円増）となりました。これは現金及び預金が367百万円減少しましたが、商品が300百万円増加したこと及び売掛金が46百万円増加したこと等により流動資産2百万円減少したこと、並びに投資有価証券48百万円増加したこと等により固定資産が48百万円増加したことによるものであります。

負債合計は2,495百万円（前期末比19百万円増）となりました。これは短期借入金100百万円減少しましたが、買掛金83百万円及び受託販売未払金19百万円、退職給付引当金12百万円の増加等によるものであります。

純資産合計は2,129百万円（前期末比26百万円増）となりました。これは主としてその他有価証券評価差額金33百万円増加によるものであります。

経営成績の状況

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症により経済活動が制約され消費の回復が遅れたことなどから景気の回復には至りませんでした。

水産物流通業界におきましては、水産物や原油などの値上がりによりコスト増が生じております。

このような状況におきまして、当社は新型コロナウイルス感染症による外食需要の減少により、レストランや居酒屋などへの売上高は減少しましたが、内食需要は好調であったことにより量販店などへの売上高は増加いたしました。

売上高は、当事業年度より適用した「収益認識会計基準」により19,928百万円（前期比37.4%減）と減収になりましたが、同会計基準適用前の売上高は前期比3.3%増と増収になりました。

損益につきましては、魚価高による利幅の減少と売上高増加に伴う販売経費の増加などにより、営業損失48百万円（前期 営業利益11百万円）、経常利益16百万円（前期比81.1%減）、当期純利益11百万円（前期比82.1%減）と減益になりました。

会計基準の変更を除外した売上高による部門別の営業の概況は以下のとおりであります。

部門別の営業の概況は以下のとおりであります。

a. 鮮魚部門

販売数量は減少いたしました但販売単価高により、売上高は増加いたしました。この結果、取扱数量は16,173トン（前期比1.4%減）、売上高は15,162百万円（前期比6.0%増）となりました。

b. 冷凍、塩干部門

販売数量は減少いたしました但販売単価高により、売上高は増加いたしました。この結果、取扱数量は18,967トン（前期比2.2%減）、売上高は17,745百万円（前期比1.1%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物は、各キャッシュ・フローが支出超過となり、前期末に比べ367百万円減少し、253百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税引前当期純利益16百万円及び減価償却費61百万円が計上されたこと並びに仕入債務が103百万円増加しましたが、棚卸資産が300百万円及び売上債権48百万円増加したこと等により、203百万円の支出超過（前期397百万円の収入超過）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

子会社株式の取得20百万円及び有形固定資産の取得19百万円等により、45百万円の支出超過（前期17百万円の支出超過）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

短期借入金の返済100百万円等により、118百万円の支出超過（前期219百万円の支出超過）となりました。

生産、受注及び販売の実績

a．生産及び受注実績

該当事項はありません。

b．販売実績

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比(%)
受託商品(千円)	311,788	5.4
買付商品(千円)	19,616,266	75.1
合計(千円)	19,928,054	62.6

(注) 1．金額は販売価格によっております。

2．受託商品は当事業年度より適用した「収益認識会計基準」により、純額で収益を認識する方法に変更したため減少いたしました。

3．最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社横浜食品サービス	6,451,810	20.3	1,684,622	8.5
相栄フーズ株式会社	2,327,483	7.3	2,360,587	11.8

(注) 株式会社横浜食品サービスは当事業年度より適用した「収益認識会計基準」により減少いたしました。また、相栄フーズ株式会社は当事業年度の期首より適用した「収益認識会計基準」により、当該顧客への売上高が10%以上となりました。

c．仕入実績

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比(%)
買付商品(千円)	18,784,622	76.3
合計(千円)	18,784,622	76.3

(注) 金額は仕入価格によっております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

経営成績等の概要

当社は、新型コロナウイルス感染症による外食需要の減少により、レストランや居酒屋などへの売上高は減少しましたが、内食需要は好調だったことにより量販店などへの売上高は増加しました。その結果、「収益認識会計基準」適用前の売上高は増収になりましたが、当事業年度より適用した同会計基準の売上高は減収になりました。

魚価高による利幅の減少による売上総利益の減少並びに売上高増加に伴う販売経費の増加などにより、営業赤字となりました。

以上の結果、売上高は19,928百万円（前期比37.4%減）と減収、損益につきましては、営業損失48百万円（前期 営業利益11百万円）、経常利益16百万円（前期比81.1%減）、当期純利益11百万円（前期比82.1%減）と減益になりました。

当社の経営目標である売上高営業利益率は0.5%であります。当期は未達であり、引続き当社の経営戦略である本業の拡大、効率化をすすめるための次期下半期に新設する食品加工施設を活用した商品の販売、並びに遅れていた販売価格の改訂による利益率の改善を図るとともに仕事の見直しによる経費削減を実施し目標達成をはかってまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度におけるキャッシュ・フローは、魚価の値上がりによる仕入価格の上昇が先行し販売価格の改訂が遅れたことによる粗利益の減少、人員増による人件費増などの諸経費の増加などにより営業損失となったことに加え、量販店との取引拡大に伴う在庫の増加などにより運転資金が増加したため営業活動によるキャッシュ・フローは支出超過となりました。設備の更新や子会社財務体質の強化のため増資を行ったことなどにより投資活動によるキャッシュ・フローは支出超過となりました。短期借入金を返済したことなどにより財務活動によるキャッシュ・フローは支出超過となりました。

以上により期首621百万円あった現金及び預金は期末253百万円となりましたが、期末借入金残高は100百万円であり現金及び預金の残高が借入金の残高を上回っておりますので、実質無借金の状態が継続しております。

資金需要

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、水産物の仕入代金と水産物卸売業にかかる営業費と一般管理費であります。また設備資金需要としては、顧客ニーズに対応するための市場における物流及び加工設備並びに情報処理のための電算設備などがあります。

財政政策

当社の事業活動の維持拡大に必要な資金は、資金計画に基づき銀行借入により調達しております。運転資金及び設備資金につきましては各部署からの報告を基に管理部が資金計画を作成するなどして、一元管理しております。また当社は一時的な余剰資金は金融機関からの借入金の返済に充当し、資金運用及びデリバティブ取引は行わないこととしております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって採用している「重要な会計方針」については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しているため省略しております。なお、将来の見通しに関する記述については、現在入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績・結果は異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、当事業年度において特記すべき設備投資等は行っていません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門別の 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本場(横浜市神奈川区)	水産物卸売業	販売施設	18,641	5,208	-	6,165	30,015	49 [5]
南部支社(横浜市金沢区)	水産物卸売業	販売施設	7,580	557	-	3,503	11,641	21 [6]
川崎北部支社(川崎市宮前区)	水産物卸売業	販売施設	5,490	2,493	-	6,133	14,117	26 [5]
南部ペスカメルカード (横浜市金沢区)	水産物卸売業	低温加工・ 物流設備	309,756	10,793	-	-	320,550	-
賃貸施設(横浜市金沢区)	その他	賃貸施設	122,578	0	76,748 (1,652.47)	0	199,327	-

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
 2. 従業員は就業人員であり、臨時員数は[]内に年間平均人員を外数で記載しております。
 3. 南部ペスカメルカードは関連会社の㈱横浜食品サービスに賃貸しているものであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度において新たに確定した主要な設備の新設計画は、以下のとおりです。

事業所名 (所在地)	事業部門別の 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
南部ペスカメルカード (仮称) (横浜市金沢区)	水産物卸売業	食品加工 施設	753,000	-	自己資金 及び借入金	令和4年 6月	令和5年 1月

(注) 南部ペスカメルカード は食品加工業者に賃貸を予定しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,840,000
計	14,840,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和4年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,290,000	6,290,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) (事業年度末現在) スタンダード市場 (提出日現在)	単元株式数 100株
計	6,290,000	6,290,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成13年7月24日	160	6,290	-	829,100	49,600	648,925

(注) 資本準備金による自己株式の消却をしたものであります。

(5)【所有者別状況】

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	6	44	3	1	3,323	3,380	-
所有株式数 (単元)	-	4,288	121	19,492	23	10	38,921	62,855	4,500
所有株式数の 割合(%)	-	6.82	0.19	31.01	0.04	0.02	61.92	100	-

(注) 自己株式32,649株は「個人その他」に326単元及び「単元未満株式の状況」に49株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本水産(株)	東京都港区西新橋1-3-1	1,238	19.8
(株)横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3-1-1	308	4.9
横浜冷凍(株)	横浜市鶴見区大黒町5-35	194	3.1
マルハニチロ(株)	東京都江東区豊洲3-2-20	192	3.1
三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1-4-1	119	1.9
東洋水産(株)	東京都港区港南2-13-40	76	1.2
横浜魚類従業員持株会	横浜市神奈川区山内町1 横浜魚類(株)内	67	1.1
(株)K Tグループ	横浜市神奈川区栄町7-1	60	1.0
石井良輔	横浜市保土ヶ谷区	52	0.8
向後重男	横浜市中区	37	0.6
計	-	2,345	37.5

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 32,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,252,900	62,529	-
単元未満株式	普通株式 4,500	-	-
発行済株式総数	6,290,000	-	-
総株主の議決権	-	62,529	-

【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
横浜魚類株式会社	横浜市神奈川区山内町1番地	32,600	-	32,600	0.52
計	-	32,600	-	32,600	0.52

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	32,649	-	32,649	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和4年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、企業経営の成果としての利益を株主へいかに配分すべきかについては、経営の重要政策と考えております。

当社を取り巻く環境変化に適切に対処し、企業基盤の強化に努め、業績に裏付けられた成果配分を行うことを基本方針として、企業の財務体質と将来の事業展開に備えた内部留保を行いたいと考えております。

このような考え方にに基づき、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、当期につきましては期末配当の年1回としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり3円の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、経営環境の変化に対応すべく、販売先の拡大並びに商品調達力・物流加工機能の強化等に有効投資して行きたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
令和4年6月27日 定時株主総会決議	18,772	3

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスにつきましては、当社は経営の効率と透明性を高め、企業価値の最大化をはか
るために経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施することであると考えますので、経営上の最重要課題のひ
とつに位置付けております。

当社は経営の透明性を高めるために、株主・投資家の皆様に対し、適切で迅速な情報開示を行ってまいります。

さらには、企業価値の最大化をはかるとともに、健全な企業活動を実現し、社会への貢献とステークホルダーへ
の責任を果たして行きたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役による経営監視機能の効果を重視し、監査役会設置会社形態を採用しております。

取締役は9名（常勤6名、非常勤1名、社外2名）、社外監査役は監査役3名中2名（非常勤）であります。

顧問弁護士及び顧問税理士とは顧問契約をし、必要に応じ指導・助言を受けております。

当社は取締役会を毎月開催し、取締役・監査役が出席し、社内規程により付議されるべき事項について検討し、
決議しております。また取締役会とは別に、取締役、常勤監査役が参加した役員ミーティングを原則として月1回
開催し、業務執行の確認と監督を行っております。さらに管理職以上による部課長会議を月1回開催し、会社の重
要情報の共有、並びに現場における問題の把握を行っております。

法令順守につきましては、重要事項は顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人と必要に応じ意見交換し、専門家の
アドバイスを受けております。日々の業務については社内会議等でコンプライアンスの徹底をはかっております。
また平成18年4月から内部通報制度を実施して、コンプライアンス体制の整備をしております。

役職員の仕事に対する責任と権限は職務権限規程に定められており、重要事項については、取締役会及び稟議制
度等で協議決定をする仕組みを採用しております。

当社の業務に関連するリスク管理については、与信管理、買付管理、在庫管理等社内規程で明示しており、一定
の役職者以上は売上、仕入、在庫、債権債務についてはリアルタイムでコンピューター上で確認出来るシステムを
構築しております。

情報管理体制としましては、社内規程で情報の管理体制を定めており、与信管理、買付管理、在庫管理等につい
て営業部門と管理部門との間で相互牽制するシステムを構築しております。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制は、グループ全体に影響を及ぼす重
要な事項については、当社担当取締役と関係会社経営陣とが随時情報を交換し、必要に応じて会議を開催して多
面的な検討を得て慎重に決定する仕組みを設けております。

また管理部が関係会社の業績を毎月取りまとめ、当社担当取締役が毎月実施する定例取締役会で当該会社の業
績等について説明しております。

当社は経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役2名、監査役3名中2名を社外監査役とすること
で経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視
の機能が重要と考えており、社外取締役2名（東京証券取引所の定める独立役員）、社外監査役2名（1名は東京証
券取引所の定める独立役員）による経営監視が実施されることにより、経営に対する監視機能が充分に発揮される
体制が整っているため、現状の体制としております。

取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が
出席し、その議決権の過半数により選任する旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株
主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決
議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって
毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

a 株式会社の支配に関する基本方針について

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社の株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、（ ）重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、（ ）買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、（ ）被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、（ ）買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、（ ）当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、（ ）当社が永年築いてきた水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分又は不適当なものなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定されます。

当社としては、このような大量取得行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗措置（以下「本プラン」といいます。）を講じることが必要と考えております。

b 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益を確保し、向上させるための取組として次の施策を実施しております。

イ． 企業価値向上の取組

当社は昭和22年の創業以来、中央卸売市場における水産物の荷受会社(水産物卸売会社)として、公共性を有する水産物卸売事業を発展させてまいりました。

当社は顧客の皆様に対して、ローコストで安全・安心な商品を安定的に供給することが当社の企業価値であり、社会における役割であると判断しております。

当社はこの役割を果たすためには、スケールメリットと効率経営の実現が必須であると考えており、以下の基本戦略を基に年度計画を作成し、計画達成に向け役職員一体となって行動しております。

（基本戦略）

- （ ） 本業の拡大に徹する(選択と集中)
- （ ） 安全・安心な商品の集荷販売体制の確立
- （ ） 全国の出荷者との連携による顧客対応
- （ ） 顧客の要望に応じた商品提案
- （ ） 水産資源の有効活用と環境保全

ロ． コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためには、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでおります。

具体的には、当社は監査役による経営監視機能を重視しておりますので、監査役3名中2名は社外監査役(1名は東京証券取引所の定める独立役員)とし、監査役は毎月開催される取締役会に出席し経営の監督を行っております。

一方で取締役会とは別に取締役及び常勤監査役が参加した役員ミーティングを原則として月1回開催し、業務執行の確認と監督を行うとともに、管理職以上による部課長会議を毎月開催し、情報の共有並びに問題の把握を行っております。

さらに、平成18年4月からは内部者通報制度を実施してコンプライアンス体制の整備をしております。

また、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、株主に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

c 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者による当社株式の大規模買付行為を防止するための取組みについて検討を行ってまいりました結果、具体的な対応策を導入することが適当であると判断し「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続に関する承認議案を令和3年6月28日開催の第87期定時株主総会に提出し、株主の皆様のご承認をいただいております。

イ．本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。

ロ．対抗措置の内容

買付者等が現れ、本プランに定められる手続きに基づき、対抗措置を発動すべきとの結論に達した場合は、ハ．（ ）「対抗措置の具体的内容」に記載された新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項の設定等の条件が付されたもの。以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを発動することとします。

ハ．本プランの内容

（ ）対抗措置発動の対象となる行為

本プランは（ a ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得又は（ b ）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とすることとします。

（ ）買付説明書の提出

買付者等には、買付内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（買付説明書）の提出を求め、当社は買付説明書を受領後速やかに独立委員会に提出し、その旨について情報開示を行います。

（ ）株主意思確認手続又は独立委員会への諮問手続の選択

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等の提出が十分になされたと認めた場合には、所定の取締役会検討期間を設定し、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら買付内容等を十分に評価・検討等し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続を実施するか又は独立委員会に諮問するか、等について決議します。

（ a ）株主意思確認手続の実施を決議した場合

株主意思確認総会等において株主投票を実施します。投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は、議決権1個につき1個とします。株主意思確認総会等における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議の結果に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について速やかに決議を行うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が意思確認手続を実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続の結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

（ b ）独立委員会への諮問を決議した場合

当社取締役会は、株主意思確認手続によらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合、その合理性及び公正性を担保するために、当社の社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会に諮問します。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、このような買付等に該当しない場合は本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続を実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し速やかに決議を行うとともに、情報開示を行います。

（ ）対抗措置の具体的内容

当社は、本プランに基づき大規模買付行為に対する対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを実施します。本新株予約権の無償割当ては、当社取締役会決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、1株につき本新株予約権1個の割合で無償で割り当てるものとします。ただし、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は、原則として本新株予約権を行使することはできないものとします。

()本プランの有効期間

本プランは令和3年6月28日開催の当社第87期定時株主総会において承認可決され、その有効期間は、当社第87期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

()株主・投資家に与える影響等

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主が本新株予約権の行使に係る手続きを行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります。ただし、当社が当社株式と引き換えに本新株予約権の取得を行った場合は、非適格者以外の株主の保有する株式の希釈化は生じません。

d本取組み及び本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

本取組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益を確保し、向上させるために取組むものであります。また、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しているとともに、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時に諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものであります。

このため、当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ．株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の意思を反映させるため、令和3年6月28日開催の第87期定時株主総会において議案として付議し、承認可決されました。

なお、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の意思が反映されることとなっております。

ロ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外監査役、社外有識者から構成されるものとしています。また、独立委員会の判断の概要については、株主に情報開示することとされており、運用において透明性をもって行われます。

ハ．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、平成27年6月26日開催の第81期定時株主総会において取締役の任期を1年に短縮しておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	石井 良輔	昭和29年12月27日生	昭和55年4月 当社入社 平成11年5月 南部支社塩干部部長 平成15年6月 執行役員南部支社冷塩部部長 平成16年4月 執行役員南部支社冷塩部部長 兼南部支社加工合物部部長 平成16年6月 取締役就任南部支社支社長兼 南部支社冷塩部部長 平成17年4月 取締役南部支社支社長 平成18年6月 代表取締役社長就任兼 本場営業部部長 平成19年6月 代表取締役社長(現任)	(注)3	52
専務取締役 本場営業部部長	松尾 英俊	昭和39年11月12日生	昭和63年4月 当社入社 平成17年4月 南部支社冷塩部部長 平成23年7月 南部支社副支社長兼南部支社営 業二部部長 平成27年5月 本場営業部副部長兼本場営業部 販売促進部部長 平成27年6月 取締役就任本場営業部副部長兼 本場営業部販売促進部部長 平成29年3月 取締役本場営業部副部長兼本場 営業部営業二部部長 平成30年3月 常務取締役就任本場営業部部長 令和2年6月 専務取締役就任本場営業部部長 令和3年3月 専務取締役本場営業部部長兼営 業二部部長 令和4年3月 専務取締役本場営業部部長(現 任)	(注)3	13
専務取締役 南部支社支社長兼 南部支社管轄関係会社担当	向後 重男	昭和31年12月30日生	昭和50年4月 当社入社 平成12年6月 本場営業統括部特種部部長兼 南部支社特種部部長 平成19年4月 南部支社鮮魚部部長 平成19年6月 取締役就任南部支社副支社長兼 南部支社鮮魚部部長 平成20年4月 取締役南部支社副支社長兼 南部支社営業一部部長 平成23年6月 取締役南部支社支社長 平成23年11月 取締役南部支社支社長兼南部支 社販売促進部部長 平成30年3月 常務取締役就任南部支社支社長 令和4年6月 専務取締役就任南部支社支社長 兼南部支社管轄関係会社担当 (現任)	(注)3	37
常務取締役 管理部部長	塚本 秋宏	昭和37年2月7日生	昭和61年4月 当社入社 平成20年4月 管理部部長 平成27年6月 取締役就任管理部部長 令和2年6月 常務取締役就任管理部部長(現 任)	(注)3	14
取締役 川崎北部支社支社長	伊藤 則行	昭和34年7月25日生	昭和57年4月 川崎魚市場株式会社入社 平成20年12月 当社入社 平成22年5月 川崎北部支社営業一部部長 平成26年6月 取締役就任川崎北部支社営業一 部部長 平成27年6月 取締役川崎北部支社支社長兼川 崎北部支社営業一部部長 平成30年3月 取締役川崎北部支社支社長(現 任)	(注)3	10

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 南部支社副支社長兼 南部支社営業一部部長	加藤 裕	昭和35年3月17日生	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 南部支社長兼営業一部部長 令和4年6月 取締役就任南部支社副支社長兼 南部支社営業一部部長(現任)	(注)3	2
取締役	柏原 直樹	昭和25年8月29日生	昭和49年4月 日本水産株式会社入社 平成6年11月 同社退職 平成6年12月 当社入社 平成14年4月 管理部部長兼総務部部長 平成14年6月 取締役就任管理部部長兼総務部 部長 平成16年1月 取締役管理部部長 平成18年6月 常務取締役就任経営企画担当兼 管理部部長 平成20年4月 専務取締役就任社長補佐 平成30年3月 取締役副社長就任社長補佐 令和2年6月 非常勤取締役(現任)	(注)3	36
取締役	小池 邦彦	昭和27年5月14日生	昭和50年4月 日本水産株式会社入社 平成21年6月 同社取締役常務執行役員 平成24年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成29年6月 同社非常勤相談役 令和元年6月 同社退社 令和2年6月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	国井 重雄	昭和30年9月8日生	昭和54年4月 横浜市役所入庁 平成23年4月 経済局担当部長 (横浜食肉市場株式会社 専務 取締役) 平成26年4月 経済局南部市場市場長 平成27年4月 経済局南部市場活用担当部長 平成28年3月 同所退庁 平成28年4月 横浜港湾福利厚生協会入職 同協会常務理事 令和3年3月 同協会退職 令和4年6月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	青島 秀幸	昭和36年4月12日生	昭和59年4月 当社入社 平成22年6月 管理部電算課課長 平成28年5月 管理部電算課主事 令和2年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)5	10
監査役	菅 友晴	昭和37年1月21日生	平成6年4月 弁護士登録 平成19年6月 当社監査役就任(現任) 平成27年6月 株式会社エレックコーポレー ション社外監査役(現任)	(注)4	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	高野 健吾	昭和32年8月10日生	昭和55年4月 株式会社横浜銀行入行 平成23年6月 同行取締役執行役員市場営業部 部長 平成24年5月 同行取締役常務執行役員 国際業務部担当兼市場営業部担 当 平成25年4月 同行代表取締役常務執行役員 国際業務部担当 平成27年3月 同行退任 平成27年4月 浜銀ＴＴ証券株式会社入社 同社代表取締役社長 平成31年3月 同社退任 平成31年4月 横浜キャピタル株式会社入社 同社代表取締役会長 令和元年6月 当社監査役就任(現任) アツギ株式会社社外監査役就任 (現任) 令和3年6月 株式会社コーエーテクモホール ディングス社外監査役就任(現 任)	(注)4	-
計					178

- (注) 1. 取締役小池邦彦及び国井重雄は、社外取締役であります。
 2. 監査役菅友晴及び高野健吾は、社外監査役であります。
 3. 令和4年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 4. 令和元年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 令和2年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役小池氏は過去に日本水産株式会社の代表取締役として会社経営に関与した経験を有しております。社外取締役国井氏は横浜食肉市場株式会社の専務取締役として会社経営に関与した経験を有し、また、市場流通に関与した経験も有しております。社外監査役菅氏は法律の専門家である弁護士であります。社外監査役高野氏は当社のメインバンクである株式会社横浜銀行の代表取締役退任後、現在はアツギ株式会社社外監査役並びに株式会社コーエーテクモホールディングス社外監査役であります。社外取締役、社外監査役による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

社外取締役、社外監査役の企業統治に果たす機能、役割及び会社からの独立性の考え方につきまして、当社は社外取締役、社外監査役を選任するに当たっての独立性の基準はありませんが、社外取締役、社外監査役は見識が有り当社の経営に対し、幅広い視野から専門的かつ客観的な提言の出来る方を選任したいと考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、取締役会に出席し経営の監督を行うとともにその実現のため社外役員（社外取締役及び社外監査役）と当社代表取締役及び管理部担当取締役との会議を実施することにより、取締役、監査役の相互連携に努めております。

当社の社外監査役は、其々専門知識を持ちかつ当社から独立した立場から経営の意思決定等の場において提言をされており、経営の監視監督機能を充分果たしております。

また、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席され、取締役及び常勤監査役から内部監査、監査役監査の活動状況並びに内部統制の状況について報告を受け、会計監査人と直接面談をすることで会計監査状況を把握しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は、監査役会を毎月開催し、監査事項について協議を行っております。各監査役は取締役会へ、常勤監査役は部課長会議等社内会議へも出席し、意思決定等の場において提言、会社の重要事項の共有を行っております。また、管理部門との連携の下、業務執行状況、内部統制システムの状況の監視及び検証を実施しております。

当事業年度において監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
青島 秀幸	17	17
菅 友晴	17	12
高野 健吾	17	16

内部監査の状況

内部監査は計画に基づき、管理部門が実施しております。各部署の業務執行状況について、社内規程、内部統制システムに基づき実施がされているか、各種資料を確認しております。内部監査の結果は、代表取締役社長、各担当役員に報告するとともに、常勤監査役へ報告することで監査役監査との連携を図っております。

監査役、内部監査担当部門及び会計監査人は必要に応じ、監査内容を相互に報告しております。また、報告内容は内部監査担当部門が把握する体制をとっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

30年間

c. 業務を執行した公認会計士

神山 宗武

安藝 眞博

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他11名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理の状況、適格性及び独立性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

EY新日本有限責任監査法人は会計に対する専門性並びに当社に関する業務知識等を十分に保有しており、監査人として独立し、監査も品質管理も確保されているため、選任いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人より監査の実施内容について報告を受け、適切に監査が行われているか、監査役及び監査役会で評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
23,500	-	25,000	-

(注) 監査証明業務に基づく報酬は、上記のほか前事業年度に係る追加の報酬が3,000千円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a . を除く)

前事業年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前事業年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査業務内容及び監査業務量等を勘案して決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査の計画、職務状況並びに従前の監査報酬も踏まえて検討した結果、適切な水準であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、令和2年12月21日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決議しております。決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ．基本方針

当社の取締役報酬は、会社の業績並びに株主利益を考慮した報酬とし、個々の取締役報酬は各々の職責に基づく適正な水準といたします。

取締役報酬は、固定報酬としての月額報酬、業績に応じた賞与並びに退職慰労金とし、社外取締役については、その職務に鑑み月額報酬のみを支給することといたします。

ロ．月額報酬に関する方針

役位、職責、当社の業績及び従業員の給与水準を考慮し決定、毎月支給いたします。

ハ．賞与に関する方針

当社の業績、具体的には営業利益に応じて算出した額を決算賞与とし、6月に支給いたします。

ニ．退職慰労金に関する方針

役位、職責及び在職期間等を勘案して取締役会で定めた役員退職慰労金規程に基づき、会社の業績並びに本人の業績を考案の上、取締役退任時に支給いたします。

ホ．個人別報酬額の割合に関する方針

個人別報酬額は、役位、職責、在任年数及び業績等を勘案して決定するものとし、その割合は定めないといたします。

ヘ．個人別報酬額に関する方針

上記により全て取締役会で決定いたします。

b 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成3年6月25日開催の第57期定時株主総会において年額120百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

監査役の金銭報酬の額は、平成7年6月29日開催の第61期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。

c 取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する事項

1) 当社においては、取締役会が決定方針に基づき個人別報酬等の具体的内容を決定しております。

2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、客観性、透明性が確保されたプロセスを経るため、社外取締役の適切な助言、関与が得られるよう、社外取締役が出席する取締役会において審議の上決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	42,399	42,399	-	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	7,689	7,689	-	-	-	1
社外役員	4,800	4,800	-	-	-	3

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
7,785	1	部長職としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

当社は株式を保有するにあたり、純投資目的で保有することはなく、全て純投資目的以外の目的で保有しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的として、事業上の取引の維持、拡大につながる場合に、取引先の株式を政策的に保有することがあります。

保有意義の薄れた株式については、保有の意義、経済的合理性（投資先企業の当社利益への寄与金額等）を取締役会で検証し、保有継続の可否を決定しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	8	40,429
非上場株式以外の株式	8	400,247

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)セブン&アイ・ホールディングス	44,936	44,936	取引先との関係保持。株式を保有することにより相互の信頼関係が深まり、商品の安定供給が出来ております。	無
	261,212	200,549		
中央魚類(株)	12,800	12,800	取引先との関係保持。電算機業務の結びつきから始まった両社の親密な関係が株式の相互保有によりさらに発展し、商取引の拡大等につながっております。	有
	38,182	37,657		
東急(株)	18,000	18,000	取引先との関係保持。株式を保有することにより相互の信頼関係が深まり、商品の安定供給が出来ております。	無
	28,656	26,532		
一正蒲鉾(株)	33,000	33,000	取引先との関係保持。株式を保有することにより相互の信頼関係が深まり、商品の安定的集荷が出来ております。	無
	27,885	42,636		
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	40,000	40,000	取引先との関係保持。株式を相互保有することにより信頼関係が深まり、安定的な資金提供を受けております。	有
	18,320	17,960		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	3,500	3,500	取引先との関係保持。株式を相互保有することにより信頼関係が深まり、安定的な資金提供を受けております。	有
	14,003	13,506		
マルハニチロ(株)	2,715	2,715	取引先との関係保持。株式の相互保有により信頼関係が深まり、安定的な商取引につながっております。	有
	6,507	7,126		
日本水産(株)	10,000	10,000	取引先との関係保持。株式の相互保有により信頼関係が深まり、安定的な商取引につながっております。	有
	5,480	5,320		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性については、「(5)株式の保有状況 a」の記載内容に基づいて、その保有効果を確認しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、当事業年度においては、連結財務諸表を作成しておりません。

資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.48%
売上高基準	3.14%
利益基準	0.82%
利益剰余金基準	3.71%

財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計監査人との緊密な情報交換を行い、会計基準及び会計基準等の変更に関する各種講習会へ積極的に参加するだけでなく、社内においても勉強会を開催し、会計に関する専門性の向上に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	621,128	253,617
受取手形	11,436	13,124
売掛金	2,234,859	2,281,536
商品	613,558	914,365
前払費用	4,546	6,715
短期貸付金	1,361	1,596
その他	14,329	11,878
貸倒引当金	253,299	237,369
流動資産合計	3,247,920	3,245,463
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,576,623	1,582,023
減価償却累計額	1,073,042	1,110,611
建物(純額)	503,580	471,412
構築物	52,041	52,041
減価償却累計額	35,206	36,218
構築物(純額)	16,835	15,823
機械及び装置	173,657	173,957
減価償却累計額	154,959	159,538
機械及び装置(純額)	18,697	14,418
車両運搬具	13,414	16,446
減価償却累計額	10,954	11,810
車両運搬具(純額)	2,459	4,635
工具、器具及び備品	239,330	245,084
減価償却累計額	211,973	223,673
工具、器具及び備品(純額)	27,357	21,410
その他	1,050	1,050
減価償却累計額	25	175
その他(純額)	1,025	875
土地	233,070	233,070
有形固定資産合計	803,025	761,645
無形固定資産		
ソフトウェア	6,790	4,944
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	6,790	4,944
投資その他の資産		
投資有価証券	1,417,699	1,466,481
関係会社株式	42,325	62,325
出資金	400	400
長期貸付金	-	5,719
破産更生債権等	118,891	131,915
会員権	31,000	31,000
その他	1,26,998	1,34,482
貸倒引当金	115,401	119,062
投資その他の資産合計	521,913	613,262
固定資産合計	1,331,730	1,379,852
資産合計	4,579,650	4,625,316

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
受託販売未払金	111,327	131,089
買掛金	2 1,362,293	2 1,445,960
短期借入金	3 200,000	3 100,000
未払金	115,385	111,768
未払費用	44,494	31,913
未払法人税等	11,785	10,532
未払消費税等	27,188	21,661
預り金	20,806	19,293
賞与引当金	8,499	8,957
その他	3,823	17,038
流動負債合計	1,905,603	1,898,215
固定負債		
退職給付引当金	331,012	343,735
役員退職慰労引当金	8,250	8,250
資産除去債務	28,000	28,000
長期預り保証金	167,503	167,114
繰延税金負債	34,724	49,544
その他	976	646
固定負債合計	570,466	597,291
負債合計	2,476,070	2,495,507
純資産の部		
株主資本		
資本金	829,100	829,100
資本剰余金		
資本準備金	648,925	648,925
資本剰余金合計	648,925	648,925
利益剰余金		
利益準備金	94,000	94,000
その他利益剰余金		
別途積立金	300,000	330,000
繰越利益剰余金	93,589	55,912
利益剰余金合計	487,589	479,912
自己株式	12,653	12,653
株主資本合計	1,952,960	1,945,284
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	150,619	184,524
評価・換算差額等合計	150,619	184,524
純資産合計	2,103,580	2,129,808
負債純資産合計	4,579,650	4,625,316

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高		
受託品売上高	5,736,251	311,788
買付品売上高	26,107,471	19,616,266
売上高合計	3 31,843,723	3 19,928,054
売上原価		
受託品売上原価	1 5,420,742	1 -
買付品売上原価		
商品期首棚卸高	759,101	613,558
当期商品仕入高	24,619,768	18,784,622
合計	25,378,870	19,398,180
商品期末棚卸高	613,558	914,365
買付品売上原価	2 24,765,311	2 18,483,815
売上原価合計	30,186,054	18,483,815
売上総利益	1,657,668	1,444,239
販売費及び一般管理費		
売上高割市場使用料	78,241	82,414
出荷奨励金	4 3,799	4 3,313
完納奨励金	5 51,173	5 50,838
運賃及び荷造費	377,802	245,643
保管費	114,742	120,653
役員報酬	50,991	54,888
従業員給料及び手当	508,970	514,555
賞与引当金繰入額	8,499	8,957
退職給付費用	26,681	35,708
福利厚生費	152,021	153,060
賃借料	84,814	84,814
租税公課	16,841	18,277
減価償却費	26,965	24,697
貸倒引当金繰入額	68,441	19,816
その他の経費	76,367	74,638
販売費及び一般管理費合計	1,646,353	1,492,278
営業利益又は営業損失()	11,315	48,038
営業外収益		
受取利息	75	142
受取配当金	18,180	18,106
受取賃貸料	3 105,231	3 109,786
還付消費税等	17,462	2,165
雑収入	1,732	872
営業外収益合計	142,682	131,073
営業外費用		
支払利息	1,740	1,187
賃貸費用	65,933	65,520
雑損失	0	0
営業外費用合計	67,674	66,708
経常利益	86,324	16,327

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	6,189	6,0
投資有価証券売却益	7,664	-
特別利益合計	853	0
特別損失		
固定資産除却損	8,248	8,0
会員権評価損	9,21,600	-
特別損失合計	21,848	0
税引前当期純利益	65,329	16,327
法人税、住民税及び事業税	3,304	5,232
法人税等合計	3,304	5,232
当期純利益	62,025	11,095

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	829,100	648,925	94,000	300,000	50,337	12,450	1,909,911	
当期変動額								
剰余金の配当					18,773		18,773	
当期純利益					62,025		62,025	
自己株式の取得						202	202	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	43,251	202	43,049	
当期末残高	829,100	648,925	94,000	300,000	93,589	12,653	1,952,960	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	106,174	2,016,086
当期変動額		
剰余金の配当		18,773
当期純利益		62,025
自己株式の取得		202
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	44,444	44,444
当期変動額合計	44,444	87,493
当期末残高	150,619	2,103,580

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	829,100	648,925	94,000	300,000	93,589	12,653	1,952,960	
当期変動額								
剰余金の配当					18,772		18,772	
当期純利益					11,095		11,095	
別途積立金の積立				30,000	30,000		-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	30,000	37,676	-	7,676	
当期末残高	829,100	648,925	94,000	330,000	55,912	12,653	1,945,284	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	150,619	2,103,580
当期変動額		
剰余金の配当		18,772
当期純利益		11,095
別途積立金の積立		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33,905	33,905
当期変動額合計	33,905	26,228
当期末残高	184,524	2,129,808

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	65,329	16,327
減価償却費	66,314	61,092
退職給付引当金の増減額（は減少）	15,806	12,723
賞与引当金の増減額（は減少）	486	458
貸倒引当金の増減額（は減少）	204,226	12,268
受取利息及び受取配当金	18,255	18,249
支払利息	1,740	1,187
有形固定資産売却損益（は益）	189	0
有形固定資産除却損	248	0
投資有価証券売却損益（は益）	664	-
会員権評価損	21,600	-
売上債権の増減額（は増加）	26,128	48,364
棚卸資産の増減額（は増加）	145,543	300,806
破産更生債権等の増減額（は増加）	279,901	13,024
仕入債務の増減額（は減少）	17,026	103,428
未払金の増減額（は減少）	12,784	1,902
差入保証金の増減額（は増加）	1,996	-
未払消費税等の増減額（は減少）	1,789	5,526
その他の流動資産の増減額（は増加）	4,554	280
その他の流動負債の増減額（は減少）	10,346	556
その他	7,587	8,258
小計	384,591	213,461
利息及び配当金の受取額	18,255	18,249
利息の支払額	1,705	1,186
法人税等の支払額	3,858	6,807
営業活動によるキャッシュ・フロー	397,283	203,205
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	17,759	19,605
有形固定資産の売却による収入	189	0
無形固定資産の取得による支出	6,312	-
子会社株式の取得による支出	-	20,000
投資有価証券の売却による収入	4,704	-
短期貸付金の純増減額（は増加）	285	1,361
長期貸付けによる支出	-	8,000
長期貸付金の回収による収入	1,052	685
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,841	45,559
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	200,000	100,000
自己株式の取得による支出	202	-
配当金の支払額	18,954	18,746
財務活動によるキャッシュ・フロー	219,156	118,746
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	160,284	367,510
現金及び現金同等物の期首残高	460,843	621,128
現金及び現金同等物の期末残高	621,128	253,617

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに工具、器具及び備品については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～38年
構築物	7～45年
機械及び装置	2～12年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用ソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は神奈川県内の中央卸売市場において水産物の卸売業を行っております。商品の販売については、商品の引渡しにより当該商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるため、商品を引渡した時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち当社が代理人に該当するものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

返品、値引き、販売促進費等のうち売上計上等において顧客に支払われる対価が算定されるものについては、売上高から減額しています。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
流動資産	253,299	237,369
固定資産	115,401	119,062

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金の対象債権である売掛債権・貸付金等について、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権は、破産更生債権等として区分し、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を回収不能見込額としております。

経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権については、貸倒懸念債権として区分し、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、債務者ごとの回収可能性を検討した回収見込額を控除した残額を回収不能見込額としております。個別の回収可能性の検討にあたっては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮し、一定期間の販売・回収実績等から支払能力を総合的に判断した上で、回収見込額を算定しております。

上記以外の債権については、一般債権として区分し、一定期間の貸倒実績率の平均値に基づき今後1年間の予想損失額を算定し、回収不能見込額としております。

回収不能見込額に関して、今後の経済動向等により、債務者の財政状態等が変化した場合には、翌年度の財務諸表において、当該貸倒引当金の追加計上もしくは、戻入が生じる可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにもない、水産物卸売業においては顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益と認識しておりましたが、当事業年度より、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を、売上高から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は12,980,078千円減少し、売上原価は12,840,481千円減少し、販売費及び一般管理費は139,597千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は、ワクチン普及等により感染が抑制され弱まるものと考え、仲卸経由の飲食店向けの水産物需要は徐々に回復するものとの仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や影響については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1.担保に供している資産は、次のとおりであります。

.一般社団法人横浜南部市場管理協会に対する賃貸借契約の保証金として公共債を差入れております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
投資有価証券	17,914千円	17,736千円

.当社関連会社である株式会社横浜食品サービスの一般社団法人横浜南部市場管理協会に対する賃貸借契約の保証金として公共債を差入れております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
投資有価証券	8,067千円	8,067千円

.横浜市に対する開設者差入保証の担保として公共債を差入れております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
投資その他の資産その他	10,082千円	10,026千円

2.関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
流動資産		
売掛金	619,903千円	580,114千円
流動負債		
買掛金	17,077	18,464

3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
当座貸越限度額	3,700,000千円	3,700,000千円
借入実行残高	200,000	100,000
差引額	3,500,000	3,600,000

(損益計算書関係)

1. 受託品売上原価は、受託品売上高より横浜市中央卸売市場業務条例、横浜市中央卸売市場条例及び川崎市中央卸売市場業務条例による、委託手数料を控除したものであります。

なお、当事業年度より適用した「収益認識会計基準」により、受託取引については純額で収益を認識する方法に変更し、委託手数料を受託品売上高として計上しているため、受託品売上原価はありません。

2. 買付品売上原価には、収益性の低下に伴う簿価切下による評価減が含まれております。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	627千円	169千円

3. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	6,821,160千円	1,969,563千円
受取賃貸料	38,071	38,071

4. 出荷奨励金は、委託出荷者に対する出荷奨励のための交付金であります。

5. 完納奨励金は、仲卸業者及び売買参加業者への販売代金のうち、契約期日完納額に対する交付金等であります。

6. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
車両運搬具	189千円	0千円

7. 投資有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
株式	664千円	-千円

8. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	248千円	-千円
車輛運搬具	-	0
工具、器具及び備品	0	0
計	248	0

9. 会員権評価損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
ゴルフ会員権	21,600千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,290,000	-	-	6,290,000
合計	6,290,000	-	-	6,290,000
自己株式				
普通株式	32,224	425	-	32,649
合計	32,224	425	-	32,649

(注) 普通株式の自己株式の増加425株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	18,773	3.0	令和2年3月31日	令和2年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,772	利益剰余金	3.0	令和3年3月31日	令和3年6月29日

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,290,000	-	-	6,290,000
合計	6,290,000	-	-	6,290,000
自己株式				
普通株式	32,649	-	-	32,649
合計	32,649	-	-	32,649

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和3年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,772	3.00	令和3年3月31日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和4年6月27日 定時株主総会	普通株式	18,772	利益剰余金	3.00	令和4年3月31日	令和4年6月28日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	当事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
現金及び預金勘定	621,128千円	253,617千円
現金及び現金同等物	621,128	253,617

（リース取引関係）

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

リース取引の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

リース取引の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要資金は銀行借入により調達しております。一時的な余資は銀行借入金の返済に充当し、資金運用及びデリバティブ取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。

営業債務である受託販売未払金及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金とは主として運転資金のためのものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、与信管理規程により、営業債権について各営業部門と管理部門とが主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日、残高管理をすると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案し、保有状況を見直しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告を基に管理部が資金繰計画を作成する等して管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

前事業年度(令和3年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	377,269	377,269	-

1 「現金及び預金」、「売掛金及び受取手形」、「受託販売未払金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)
その他有価証券	
非上場株式	40,429
関係会社株式	42,325

当事業年度（令和4年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券			
その他有価証券	426,051	426,051	-

- 1 「現金及び預金」、「売掛金及び受取手形」、「受託販売未払金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- 2 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
その他有価証券	
非上場株式	40,429
関係会社株式	62,325

（注）1．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和3年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	618,512	-	-	-
売掛金及び受取手形	2,246,296	-	-	-
国債・地方債等	-	6,003	30,060	-
合計	2,864,808	6,003	30,060	-

（注）破産更生債権等は回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

当事業年度（令和4年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	253,617	-	-	-
売掛金及び受取手形	2,294,661	-	-	-
国債・地方債等	-	6,001	29,828	-
合計	2,548,278	6,001	29,828	-

（注）破産更生債権等は回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

(注) 2. 借入金の決算日後の返済予定額
 前事業年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
合計	200,000	-	-	-	-	-

当事業年度(令和4年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
合計	100,000	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(令和4年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	400,247	-	-	400,247
その他	-	25,803	-	25,803
資産計	400,247	25,803	-	426,051

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

前事業年度の関係会社株式は(貸借対照表計上額 42,325千円)時価を把握することが極めて困難であると認められるため、また当事業年度は(貸借対照表計上額 62,325千円)市場価格のない株式等であるため記載していません。

2. その他有価証券

前事業年度(令和3年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	351,288	166,008	185,280
	(2) 債券 国債・地方債等	16,085	16,000	85
	小計	367,373	182,008	185,365
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 債券 国債・地方債等	19,978	20,000	22
	小計	19,978	20,000	22
	合計	387,351	202,008	185,343

(注) 1. 非上場株式(貸借対照表計上額 40,429千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 貸借対照表計上額が取得原価を超えるものにおける国債・地方債等には、投資その他の資産の「その他」に計上しているものを含めております。

当事業年度(令和4年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	400,247	166,008	234,239
	(2) 債券 国債・地方債等	16,027	16,000	27
	小計	416,275	182,008	234,267
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 債券 国債・地方債等	19,802	20,000	198
	小計	19,802	20,000	198
	合計	436,077	202,008	234,069

(注) 1. 非上場株式(貸借対照表計上額 40,429千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 貸借対照表計上額が取得原価を超えるものにおける国債・地方債等には、投資その他の資産の「その他」に計上しているものを含めております。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	4,704	664	-
合計	4,704	664	-

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)及び当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	346,818千円	331,012千円
退職給付費用	26,681	35,708
退職給付の支払額	42,488	22,984
退職給付引当金の期末残高	331,012	343,735

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	331,012千円	343,735千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	331,012	343,735
退職給付引当金	331,012	343,735
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	331,012	343,735

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度26,681千円 当事業年度35,708千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	111,753千円	108,034千円
有価証券等評価損	80,629	80,629
賞与引当金	2,973	3,129
退職給付引当金	100,329	104,186
役員退職慰労引当金	2,500	2,500
未払事業税	2,570	2,668
商品評価損	411	753
繰越欠損金(注)2	66,191	63,779
固定資産評価損	8,189	8,159
その他	17,963	14,562
繰延税金資産小計	393,511	388,403
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	66,191	63,779
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	321,082	318,835
評価性引当額小計(注)1	387,274	382,615
繰延税金資産合計	6,237	5,787
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	34,724	49,544
その他	6,237	5,787
繰延税金負債合計	40,962	55,332
繰延税金負債の純額	34,724	49,544

(注)1. 評価性引当額が4,658千円減少しております。この減少の主な内容は、貸倒引当金が減少したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	66,191	66,191
評価性引当額	-	-	-	-	-	66,191	66,191
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(令和4年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	63,779	63,779
評価性引当額	-	-	-	-	-	63,779	63,779
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.3%	30.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.5	37.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.5	21.7
評価性引当額の増減額	31.9	31.3
法人住民税均等割	5.1	20.2
その他	0.4	3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.1	32.1

(持分法損益等)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	13,325千円	13,325千円
持分法を適用した場合の投資の金額	630,197	752,816
持分法を適用した場合の投資利益の金額	136,475	128,791

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

平成28年4月に取得した低温加工・物流設備の原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を14年と見積もり、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	28,000千円	28,000千円
期末残高	28,000	28,000

(賃貸等不動産関係)

当社では、横浜市等において、賃貸用の工場(土地を含む。)等を有しております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は39,298千円(受取賃貸料は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は44,266千円(受取賃貸料は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	769,282	729,932
期中増減額	39,349	32,484
期末残高	729,932	697,447
期末時価	879,475	848,526

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費(36,394千円)であります。
 3. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
鮮魚部門	8,287,590
冷凍、塩干部門	11,640,464
顧客との契約から生じる収益	19,928,054
その他の収益	-
外部顧客への売上高	19,928,054

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項 (重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
契約負債(期首残高)	3,823
契約負債(期末残高)	17,038

契約負債は主として履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,823千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)及び当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

当社は水産物卸売業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社横浜食品サービス	6,451,810	水産物卸売業

当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
相栄フーズ株式会社	2,360,587	水産物卸売業

当事業年度の期首より適用した「収益認識会計基準」により、当該顧客への売上高が10%以上となりました。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)及び当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)及び当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)及び当事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	日本水産㈱	東京都港区	30,685,513	食品製造販売	（被所有） 直接 19.8	水産物の仕入・販売	買付仕入 受託仕入 販売	1,212,015 15,236 5,402	買掛金 受託販売未払金 売掛金	89,409 - -

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	日本水産㈱	東京都港区	30,685,513	食品製造販売	（被所有） 直接 19.8	水産物の仕入・販売	買付仕入 受託仕入 販売	458,449 424 1	買掛金 受託販売未払金 売掛金	126,453 - -

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	㈱横浜食品サービス	横浜市金沢区	60,000	水産物卸売業 水産物等加工業	（所有） 直接 49.0	水産物の仕入・販売 不動産賃貸 従業員の兼務	買付仕入 受託仕入 販売 不動産賃貸収入	442,237 4,045 6,451,810 38,071	買掛金 受託販売未払金 売掛金	17,077 113 568,358

当事業年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	㈱横浜食品サービス	横浜市金沢区	60,000	水産物卸売業 水産物等加工業	（所有） 直接 49.0	水産物の仕入・販売 不動産賃貸 従業員の兼務	買付仕入 受託仕入 販売 不動産賃貸収入	75,150 143 1,684,622 38,071	買掛金 受託販売未払金 売掛金	17,981 107 555,723

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

水産物の仕入・販売について、(ア)は一般的取引条件と同様に決定し、(イ)は一般的取引条件を勘案し決定しております。

不動産賃貸については、近隣の地代・取引実勢を参考にして両社協議により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は㈱横浜食品サービスであり、作成した要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
流動資産合計	1,800,753	1,920,866
固定資産合計	1,010,076	1,098,921
流動負債合計	1,524,612	1,480,928
固定負債合計	100	2,500
純資産合計	1,286,117	1,536,359
売上高	16,905,236	17,453,119
税引前当期純利益	340,396	292,582
当期純利益	278,521	262,840

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額 336円 18銭	1株当たり純資産額 340円 37銭
1株当たり当期純利益 9円 91銭	1株当たり当期純利益 1円 77銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益(千円)	62,025	11,095
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	62,025	11,095
普通株式の期中平均株式数(株)	6,257,678	6,257,351

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,576,623	5,399		1,582,023	1,110,611	37,568	471,412
構築物	52,041			52,041	36,218	1,012	15,823
機械及び装置	173,657	300		173,957	159,538	4,578	14,418
車両運搬具	13,414	5,750	2,717	16,446	11,810	3,574	4,635
工具、器具及び備品	239,330	6,416	662	245,084	223,673	12,362	21,410
その他	1,050			1,050	175	150	875
土地	233,070			233,070			233,070
有形固定資産計	2,289,187	17,886	3,379	2,303,673	1,542,027	59,246	761,645
無形固定資産							
ソフトウェア	13,312			13,312	8,367	1,845	4,944
電話加入権	0			0			0
無形固定資産計	13,312	13,312		13,312	8,367	1,845	4,944

(注) 当期増減額の主なものは、次のとおりであります。

1. 建物の主な増加額は卸売場改修工事による2,867千円であります。
2. 車輛運搬具の主な増加額はフォークリフトの購入による5,750千円であります。
3. 工具、器具及び備品の主な増加額はプリンターの入替による2,901千円であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	100,000	0.30	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債 長期預り保証金	167,503	167,114	0.25	-
合計	367,503	267,114	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. その他有利子負債の長期預り保証金のうち、無利息分は含めておりません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	368,700	55,725	32,085	35,908	356,432
賞与引当金	8,499	8,957	8,499	-	8,957
役員退職慰労引当金	8,250	-	-	-	8,250

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は洗い替えによる減少であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】
 (現金及び預金)

内訳	金額(千円)
現金	7,463
預金	
当座預金	9,147
普通預金	236,158
別段預金	847
小計	246,153
合計	253,617

(受取手形)

(イ) (相手先別内訳)

相手先	金額(千円)
(有)魚森商店	13,124
合計	13,124

(ロ) (期日別内訳)

期日別	金額(千円)
令和4年4月	13,124
合計	13,124

(売掛金)

(イ) (相手先別内訳)

相手先	金額(千円)
(株)横浜食品サービス	555,723
(有)ワタナベ水産	144,601
(有)八丁兼商店	117,728
(株)山本水産	76,919
コストコホールセールジャパン(株)	71,801
その他	1,314,761
合計	2,281,536

(ロ) (売掛金の発生及び回収並びに滞留状況)

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
2,234,859	35,540,784	35,492,883	2,281,536	94.0	23.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高・当期回収高には消費税等が含まれておりません。

(商品)

品名	金額(千円)
生鮮・冷凍水産物	333,929
塩干・加工水産物	580,435
合計	914,365

(投資有価証券)

銘柄	金額(千円)
(株)セブン&アイ・ホールディングス	261,212
中央魚類(株)	38,182
東急(株)	28,656
一正蒲鉾(株)	27,885
(株)K Tグループ	20,334
その他	90,210
合計	466,481

(受託販売未払金)

相手先	金額(千円)
(株)雄北水産	8,175
(株)七勢	2,764
昌和水産(株)	2,732
(有)丸正水産	2,374
(株)魚三水産	2,347
その他	112,695
合計	131,089

(注) 受託品売上高より、委託手数料及び出荷者負担の諸掛を控除した残額で、出荷者の純手取額であります。

(買掛金)

相手先	金額(千円)
日本水産(株)	126,453
東洋冷蔵(株)	59,070
(株)ベニレイ	47,750
浜食産(株)	45,517
マルハニチロ(株)	39,827
その他	1,127,341
合計	1,445,960

(注) 買付商品に対する未払代金であります。

(退職給付引当金)

区分	金額(千円)
退職給付引当金	343,735
合計	343,735

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	4,564,744	9,124,937	15,376,674	19,928,054
税引前四半期純利益又は税引前当期純利益(千円)	18,560	10,777	103,367	16,327
四半期純利益又は当期純利益(千円)	16,271	9,125	92,052	11,095
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純利益(円)	2.60	1.46	14.71	1.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	2.60	1.14	13.25	12.94

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	当分の間、毎決算日(3月31日)現在、1,000株以上所有の株主全員に対して、当社グループ企業で生産する水産加工品又は当社取扱水産物を進呈いたします。

公告掲載URL (<http://www.yokohamagyorui.co.jp/kessan/index.html>)

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第87期) (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 令和3年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第88期第1四半期) (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日) 令和3年8月13日関東財務局長に提出。

(第88期第2四半期) (自 令和3年7月1日 至 令和3年9月30日) 令和3年11月12日関東財務局長に提出。

(第88期第3四半期) (自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日) 令和4年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

令和3年7月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

令和4年2月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

令和4年5月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査証明を行う公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年6月27日

横浜魚類株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藝 眞博
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている横浜魚類株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜魚類株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社（株式会社横浜食品サービス）への売上高の期間配分の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>関連当事者情報の注記「1. 関連当事者との取引」に記載されているとおり、会社は、関係会社である株式会社横浜食品サービス（以下、同社）との間で水産物の販売取引を行っている。当事業年度の同社への売上高は、1,684,622千円であり、損益計算書の売上高の8.5%を占めている。</p> <p>同社は、主に水産物の加工及び販売を行っており、会社から南部支社隣接地の加工場を賃借し、事業を展開している。</p> <p>会社は、同社に対し、加工用等の原材料を販売しており、同社に対する売上高は、売上高全体に占める割合が高いことから、財務諸表に与える影響が大きい。なかでも、期末日付近における売上高は事業年度の業績を左右する要因となり、適切な時期に計上されなければ業績に多大な影響を与える可能性がある。</p> <p>よって、関係会社である同社への売上高のうち、期末日付近の売上高の期間配分の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、当監査法人は、監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、同社への売上高の期間配分の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同社への販売プロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・取引を理解するため、経営管理者への質問及び取締役会議事録の閲覧を実施した。 ・同社の取引実態を理解するため、同社の経営管理者への質問及び取締役会議事録の閲覧を実施した。 ・取引が適切な時期に計上されていることを確認するため、期末日前後の取引について証憑突合を実施した。 ・期末日後の値引きや返品に関して、営業担当者への質問を実施した。 ・売上取引の推移を把握するために、日別に期末日付近の売上高を比較した。 ・同社の商品残高の増減を把握するために、課ごとの保管場所別商品残高を比較した。 ・仕訳データを入手し、営業システムを経由せずに会計システムに直接計上された仕訳の内容を把握した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、横浜魚類株式会社の令和4年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、横浜魚類株式会社が令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。